

# 松田町寄りやまグラウンド 利用についての注意事項

## 1) 利用受付及び入退場

## 2) 利用時間

- ・ 8時から21時まで
- ・ 20時以降は近隣の住民に迷惑となる行為(ホイッスル、過剰な声出し、叫ぶ行為、手拍子)は禁止です。
- ・ 営業時間前(8時以前)の来場は禁止とし、営業時間後(21時以降)は速やかに退出してください。
- ・ 申請した利用時間を厳守し、利用時間終了までに、片付け等を済ませてください。

## 3) 営業行為

- ・ **本施設を利用した営業行為は、当法人の許可がない限り禁止です。**

## 4) 注意事項・禁止行為

- ・ 本施設は全面禁煙です。また、火気の使用も禁止です。
- ・ 人工芝内での飲食は、原則禁止です。水分補給のための飲料水は、「水またはお茶」としてください。
- ・ ガムを噛みながらの利用は禁止します。
- ・ 防球ネットに向けてボールを蹴る・投げる行為や、寄りかかったりする等の防球ネットの損傷の原因になる行為は禁止です。また、擁壁などへ向けた壁打ちなども禁止です。
- ・ ピッチ内への金属ポイントのスパイク、ハイヒールでの入場は禁止です。
- ・ 人工芝内に入場する際は、シューズ等に付着している土は十分に落としてください。
- ・ 退場する際は、体等に付着した樹脂チップを落としてください。
- ・ 杭やピンの打ち込みなど、人工芝を傷める恐れがある用具の使用は禁止します。
- ・ 指定したライン材以外でのライン引きはできません。事前に当法人にご相談ください。
- ・ サッカーゴールなどの備品の設置や後片付けは、利用者において行ってください。
- ・ サッカーゴールは転倒防止のため、必ずゴールウェイトを利用してゴールを固定してください。なお、利用終了後は所定の位置に戻し、倒した状態にしてください。
- ・ 着替えをする場合は、クラブハウス内で行ってください。
- ・ ペットを連れての入場は禁止です。

## 5) その他

- ・ ゴミは必ずお持ち帰りください。
- ・ 本施設の備品を使用した場合は、予約の時間内に原状復帰をお願いいたします。
- ・ 本施設利用時の怪我や事故、盗難、紛失等については、当法人は一切の責任を負いかねます。
- ・ 本施設設備、備品等を破損・汚損・紛失された場合、その損害の賠償を請求いたします。
- ・ 当法人が発見した忘れ物は、発見から2週間保管いたします。なお、危険物や腐敗の恐れがある物等については、当法人の判断により即時処分するものとし、その際、当法人では一切責任を負いかねます。
- ・ 自動車、自転車で来場の際は、指定の駐車場に駐車・駐輪をすること。自動車の本施設内への入場は許可車両のみとなります。事前に当法人にご相談ください。
- ・ 本施設利用時に、第三者に損害を与えた場合、直ちにその旨を当法人に報告するものとし、当該第三者に対し速やかにその損害の賠償を請求いたします。
- ・ 本施設に損害を与える等により、当法人に損害を生じさせた場合、直ちにその旨を当法人に報告するものとし、速やかにその損害の賠償を請求いたします。
- ・ その他、ご利用時は当施設スタッフの指示に従っていただきますよう、お願いいたします。
- ・ 当法人の指示に従わない場合や、施設運営に支障のある迷惑行為があった場合は、利用をお断りする場合がございます。
- ・ マナーを守って利用してください。甚だしいマナー違反が認められた場合には、利用の禁止をさせていただく場合があります。
- ・ 次の項目に該当した場合、利用条件の変更または利用の停止、利用の許可を取り消しを行います。
  - ① 松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例に違反したとき
  - ② 利用申請に偽りがあったとき
  - ③ 公益又は公安上必要があると認めるとき
  - ④ 利用者が利用の権利を譲渡し、または転貸したとき
  - ⑤ 許可条件に違反したとき
  - ⑥ その他、利用が適当でないと認めるとき